

武力 攻撃 救援

いざ! というとき
府民のみなさんを守ります!
OSAKA

大阪府国民保護計画 概要版

大規模テ

災害対処避難

Q
1

大阪府国民保護計画とは どういったものですか？

A 武力攻撃や大規模テロ発生時に
府民のみなさんを守るためにの計画です。

大阪府国民保護計画とは

外国からの武力攻撃や大規模テロといった事態が発生した場合に、国民の生命・身体・財産を守り、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的とした「国民保護法」が平成16年9月に施行されました。

「外国からの攻撃」や「大規模テロ」といった事態は、絶対に発生してもらいたくありません。しかし、平成13年、米国での同時多発テロや平成16年のマドリード、平成17年のロンドンでの公共交通機関を狙った爆破などの例をあげるまでもなく、いつどこで、何が起こるかわからないのが現実であり、万が一にも起こった場合には、住民の生命・財産を守るための措置を講ずる必要があります。

このため、大阪府では、同法に基づく国民保護措置が的確・迅速に実施できるよう、保護措置の具体的な内容や実施体制、関係機関との連携などを定めた国民保護計画を策定しました。

保護の対象

住民はもとより、通勤・通学者や旅行者、他府県からの避難者を、国籍を問わず保護します。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、外国人など災害時要援護者の個性や生活状況に応じたきめ細かな保護に留意します。

国民保護措置のイメージ

対処基本方針
(閣議決定)

対策本部
の設置

国

都道
府県

市町
村

国民保護措置
の実施

避 難
警報発令や
避難誘導

救 援
食料や医療の
提供など

災害対処
消火・救助活動や
警戒区域の
設定など

大阪府国民保護計画の概要

基本方針

大阪府国民保護計画は、国民保護措置の実施にあたって、次の項目に留意して実施する旨を規定しました。

- 1 基本人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定(地方)公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保
- 9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

対象とする事態

大阪府国民保護計画が、想定する事態は次のとおりです。

[武力攻撃事態]	[緊急対処事態]
1 着上陸侵攻	1 石油コンビナートの爆破等
2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃	2 空港、ターミナル駅、列車の爆破等
3 弾道ミサイル攻撃	3 炭疽菌、サリンの大量散布等
4 航空攻撃	4 航空機による自爆テロ等

大阪で特に留意する事態

海外では、大都市において大規模テロが多発していること、大阪はひと・モノ・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態に留意します。

Q₂

不測の事態が起こったら、
どんなことをするんですか？

A 皆さんの「避難誘導」・「救援」、
そして「災害対処」を実施します。

計画に基づき実施する措置

不測の事態が発生した場合、大阪府では、発生段階に応じ、
国民保護計画に基づく、次の措置を実施します。



事態認定	実施体制	避 難	救 援	災害対処
初動段階	<ul style="list-style-type: none"> ●国民保護対策本部の設置 (国が設置を閣議決定) ●府の実施方針を決定 ●近隣府県と連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●警報の通知・伝達 (国が警報を発令) ●避難施設の選定 ●避難手段・経路の確保 (国が避難先を提示) ●避難の指示 (国からの指示) ●退避の指示 (府・市の判断) ●避難住民の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の受入病床・搬送手段の確保 ●医療活動の実施 ●被災者の搜索・救出 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防・救助活動の出動準備 ●生活関連等施設の警備強化 ●被災情報の収集 ●消防・救助活動の実施 ●警戒区域の設定
本格実施段階		<ul style="list-style-type: none"> ●避難施設の開設 ●食料・生活必需品の提供 ●安否情報の収集・提供 		<ul style="list-style-type: none"> ●保健福祉・衛生活動の実施
復旧段階	<ul style="list-style-type: none"> ●避難指示の解除 (国が指示を解除) ●避難住民の復帰誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフラインの応急復旧 ●権利利益の救済 		<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の処理 ●府域の本格的復旧 (復旧のための特別立法)
事態認定前 (突発的事態)	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部等の設置 (府の判断) ●既存法制等を活用し対処 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難の指示 <災害対策基本法> 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時医療救護活動 <府地域防災計画> 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防・救助活動の実施 <消防法>

Q
3

私たちには
どうやって伝えてくれるの?

A 防災行政無線や、テレビ、ラジオ、
インターネットなどにより伝達します。

府民等に対する警報等の伝達

警報、避難指示、退避指示等の伝達にあたっては、大都市の特性や、災害時要援護者に配慮し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用して、休日・夜間も含めて、24時間・365日、迅速に伝達することとします。

警報の伝達



避難の指示



退避の指示



Q
4

どこへ、どうやって
避難すればいいんですか？

A 事態の状況に応じて、
皆さんを円滑に避難誘導します。

避難誘導の実施

市町村・消防機関が、警察、自衛隊や運送事業者等の協力を得るなどして、避難誘導を実施します。



避難方法の類型化

避難を円滑に行ってもらえるよう、発生が想定される事態を念頭に置き、避難先までの距離、避難までの時間的余裕を踏まえ、避難の仕方を類型化しました。

事態想定	避難距離	時間的余裕	避難指示の内容
●ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ●緊急対処事態 ●弾道ミサイル攻撃(通常弾頭) ●航空攻撃(通常弾頭)	近くへ避難	なし	直ちに屋内施設へ一時退避、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難を指示
●弾道ミサイル攻撃(核弾頭) ●航空攻撃(核弾頭)	近くへ避難後 遠くへ避難	なし	直ちに屋内施設へ避難、一定時間経過後、爆心地を避けて風上方向への広域避難を指示
●着上陸侵攻	遠くへ避難	あり	攻撃が予想される地域から先行して、計画的に広域避難を指示

避難施設の開設

避難住民等を保護するため、府があらかじめ指定しておいた施設の中から、安全な地域にある施設を選び避難施設として開設します。

公共・民間が有する施設を活用し、様々なタイプの避難施設を指定

- 収容型(学校、公民館、集会場、体育館等)
- 集合型(公園、広場、駐車場等)
- 退避型(堅牢な建物、地下街、地下駅舎、地下駐車場等)
- 福祉型(社会福祉施設、宿泊施設等)

Q
5

人やまちを、どのように救援し、災害から守るのですか？

A 食料・医療等の提供を行うとともに、被害を拡大させないための消火・救助活動を行います。

避難住民等の救援

事態が発生し、住民の避難が行われた場合及び被災者が発生した場合は、国の指示に基づき、避難住民や被災者に対して、食料・飲料水・生活必需品の給与・貸与、医療救護の提供などの救援を行います。



国対策本部

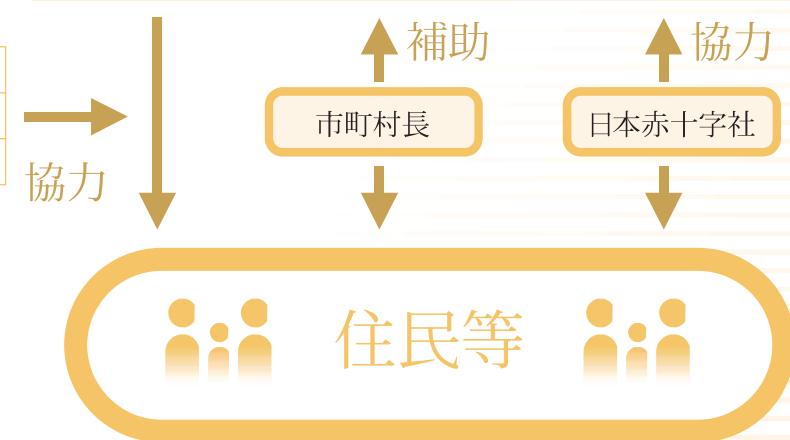
▼ 指示

知事・政令指定市長

救援の実施

- ① 避難施設等の供与
- ② 食料・飲料水の給与・供給
- ③ 生活必需品の給与・供給
- ④ 医療救護の提供・助産
- ⑤ 被災者の捜索・救出
- ⑥ 遺体の処理、埋葬又は火葬
- ⑦ 通信設備の提供
- ⑧ 住宅の応急修理、学用品の給与、障害物の除去

省 府 等
関 係 機 関
住 民



安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために、安否情報の収集や提供を行います。

武力攻撃災害への対処

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と地方公共団体が一体となって対処します。

ダムや発電所などの施設の警備

消火・救助活動の実施

警戒区域の設定 住民が危険な場所に入らないよう警戒区域を設定

放射性物質などによる汚染の拡大防止





このマークは、国民保護措置に係る職務を行う者等及び保護措置のために使用される場所等を認識させるための国際的な特殊標章です。